

## 附 帯 意 見

議案第 1 号「平成 27 年度鳥取県一般会計補正予算」「歳出」「10 款教育費 6 項社会教育費 5 目青少年社会教育施設費」のうち「県立青少年社会教育施設管理委託費」、「船上山少年自然の家運営費」及び「大山青年の家運営費」並びに議案第 12 号「鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」について

平成 24 年度の事業棚卸しにおいて、指定管理者制度の導入も含めて、運営のあり方を抜本的に検討すべき」という評価を受けている。

この評価を受けて、教育委員会では、第三者評価委員会である青少年社会教育施設運営委員会を設置し、青少年教育施設としての機能強化、さらに生涯学習施設としての役割の追加が求められるとして、施設機能の充実や管理運営のあり方について提言を受けるなど、検討を進めてきたところである。

この提言に基づき、教育委員会では平成 28 年度から指導業務部門以外について指定管理制度を導入し、事務を効率化することにより、指導業務部門の充実を図ることとして、指定管理候補者選定委員会の運営費並びに施設管理委託費の債務負担行為が提案されている。

しかし、社会教育の錬成に加えて生涯学習を提供する施設機能の充実を目指すためには、質の高い体験プログラムの開発・実施や、それを担う指導員の拡充が必要である。

従って、年間研修生を 2 名とし、通年で 4 人役の指導員体制として、指導員の体制整備強化について早急に検討することが肝要であると認識する。